

令和7年度姫路市立学校における小中高一貫通型探究学習支援事業業務委託 にかかる要求水準書

1 業務名

令和7年度姫路市立学校における小中高一貫通型探究学習支援事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務実施の基本

- (1) 本業務の実施にあたり、関係法令を遵守し、本業務を適切に行うこと。
- (2) 学習指導要領の趣旨を十分に理解し対応すること。
- (3) 本要求水準書の記載事項を遵守すること。
- (4) 成果物に対する一切の権利は、納品又は提出と同時に本市に帰属するものとし、本市は受託者の許可なくこれを改変して使用できるものとする。

4 業務の概要・課題・目的

(1) 本市の「一貫通型」探究学習の概要

社会の変化が激しく予測困難な時代において、問題発見・解決能力を育む「探究的な学び」が必要とされている。その中でも、姫路市は独自の「姫路型・小中高一貫通型探究学習事業」を通して、この課題を解決しようと考えている。姫路型・小中高一貫通型探究学習には2つの特徴がある。1つは、産官学が連携して姫路の社会全体で子供の学びを支援していく、体験活動等を取り入れた実践重視の学びである点である。もう一つは、以前から推進してきた小中一貫教育を、さらに発展進化させ、小学校、中学校、高等学校までの学びを、「一貫通型」でつなげていく点である。ここで、「一貫通型」とは、小学校から高等学校までの学びを、「学び方」と「姫路の“ヒト・モノ・コト”の利活用」という2つの観点でつなぐことである。「学び方」については、個々の知的好奇心を原動力として、探究のプロセスを繰り返しながら学びを深めていくものであり、「姫路の“ヒト・モノ・コト”の利活用」については、市街地、農山漁村等、性格の異なる地域を有し、産業、有形・無形文化財等が豊富にそろった本市の強みを生かした素材を起点とし、学びを深めていくものである。

(2) 探究学習に関する課題について

探究活動には従来の受動的な学習活動とは異なる多くのメリットがある一方で、いくつかの課題も指摘されている。一つは、教師の指導の難しさである。探究学習は生徒一人一人が異なるテーマに取り組むため、画一的な指導でなく、個別の指導が求められる。教師は生徒の進捗や学力、個性に合わせて適切な助言やサポートをする必要があるが、探究の指導法を学んでいる教職員は少なく、指導に困難を感じている教職員が多い。二つ目には、カリキュラム設定の難しさである。探究学習は、生徒一人一人の興味や関心に基づいてテーマを設定するため、画一的なカリキュラムの設定が困難である。また、学習内容が流動的であるため、事前に詳細なカリキュラムを設定することが難しく、柔軟な対応が求められる。姫路市における探究学習を充実させるためには、これらの課

題の解決が不可欠である。

(3) 本事業の目的について

以上のように、理想とする姫路型・小中高一貫通貫型探究学習の実施には多くの困難がある。そこで、探究学習に関する専門知識を持つ企画制作業者と委託契約を結び、①既存の市立3高等学校における現地調査の実施による問題点の洗い出し、②統合新設校における総合的な探究の時間のカリキュラム開発の支援、③姫路市立小・中・高等学校教職員に対する研修を実施し、姫路市における探究学習指導の充実を図る。

5 業務内容

(1) 既存の市立3高等学校における現地調査の実施

新設される姫路市立高等学校のカリキュラム開発に役立てるため、現状の市立3高等学校の現地調査を行い、探究学習の課題や改善策をまとめる。

ア 実施時期

契約締結日から令和7年12月12日（金）まで

イ 調査対象

姫路市立姫路高等学校、姫路市立琴丘高等学校、姫路市立飾磨高等学校

ウ 調査内容

市立3高等学校における「総合的な探究の時間」の授業を視察し、探究学習の実施内容、連携協力先、教職員の支援の実態、教職員の課題意識、教職員に必要となる資質・能力等について調査する。

エ その他

調査の実施条件は以下のとおりとする。

- (ア) 市立3高等学校において「総合的な探究の時間」の授業を視察する。
- (イ) 授業担当教職員と面談を行い、市立高等学校の探究学習について聞き取りを行うこと。
- (ウ) 調査結果や課題について、市立3高等学校ごとにまとめた報告書を作成すること。
- (エ) 報告書には、上記(ウ)の内容を踏まえ、新設校の探究学習の充実に繋がる改善策を含めること。

(2) 令和8年度以降の、統合新設校の探究学習カリキュラム（年間計画）案の作成

姫路市においては現在の市立3高等学校を統合し、令和8年4月から（仮称）姫路市立高等学校を新設する。新設校の令和8年度から令和10年度までの3年間の具体的な探究学習カリキュラム案を、市立高等学校の教職員、姫路市教育委員会事務局職員と協議しながら作成する。

ア 実施時期

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

概ね一月に一回程度、会議を実施するものとする。オンラインによる会議も可能とする。

イ 協力対象

市立高等学校教職員及び姫路市教育委員会事務局職員

ウ 協力内容

市立高等学校教職員及び姫路市教育委員会事務局職員と協議しながら、令和8年度に開校する新校の第1学年から第3学年までの3年間の探究学習カリキュラム（年間計画及び各単元計画）

案を作成する。作成に関しては、下記の点に留意すること。

- (ア) カリキュラム開発に関しては、前項にある「姫路型・小中高一貫通貫型探究学習」の概要を重視すること。
- (イ) 現存の市立3高等学校における現地調査結果を生かした提案をすること。
- (ウ) 受託者の有するノウハウを惜しみなく提供し、創意工夫あふれる提案を積極的に行うこと。

エ その他

業務の実施条件は以下のとおりとする。

- (ア) 会議場所は、市立3高等学校内及び姫路市内の本市が指定する研修室又は会議室とする。
- (イ) 会議のうち、2回に1回はオンラインによる会議も可能とする。

(3) 高等学校及び小・中学校教職員への探究についての研修の実施

市立3高等学校の教職員及び小・中学校教職員に対し、探究学習に関する研修を行う。

ア 集合研修

(ア) 実施時期

令和7年7月30日（水）、8月7日（木）2回 ※両日とも同じ内容を実施すること
午後2時～4時

(イ) 実施対象

市立高等学校教職員50人程度、中学校教職員15人程度及び指導主事等

(ウ) 研修内容

探究学習の意義と目的、探究のプロセス、課題設定のサポート法、情報の収集・評価・活用に関する指導、プレゼンテーション・発表の指導法、振り返りの指導等、探究学習指導に関する内容

(エ) その他

研修の実施条件は以下のとおりとする。

- a 研修会場は、姫路市内の本市が指定する研修室又は会議室とする。
- b 研修の実施に当たっては、プログラムの進行や教材の内容等の細部について、事前に本市の担当者と入念な打ち合わせを行い、本市の承認を得ること。
- c 教職員の経験や知識を踏まえた研修とすること。また、理論だけでなく、実践的なスキルを勉強できる場とすること。さらに、教職員同士が交流し、学びを深める場を提供すること。
- d 研修受講生に配布するテキスト等の教材を作成し、必要部数を印刷・製本した上で、研修実施日の2日前までに、本市担当者宛に納入すること。なお、郵送で納入する場合の経費は受託者の負担とする。別途、研修中に使用する演習データ等がある場合は、研修実施日の4日前までに電子メール等で納入すること。
- e ワイヤレスマイク、プロジェクター、投影用スクリーン、ホワイトボード、模造紙、付箋及びペンは、本市が準備する。その他に必要な物品がある場合は、事前に本市と協議すること。
- f 研修会場の机等の設営は、本市が行う。
- g 講師の昼食は、受託者において準備するものとする。

イ オンデマンド配信

(ア) 配信時期

令和 8 年 2 月

(イ) 配信対象

全姫路市立学校園教職員

(ウ) 配信目的

姫路市立学校における小中高一貫型探究学習について令和 7 年度の実践事例を紹介しながら令和 8 年度への展望を示し、姫路市立学校園の教職員の意識向上を図る。

(エ) 配信動画について

(ウ)につながる内容の事例動画（長編、短編それぞれ 1 本ずつ）を作成すること。

長編動画：10 分程度とし、教職員が個別に視聴することを前提に、(ウ)の内容について実践事例の価値づけ等をしながら伝える内容とする。

短編動画：3 分程度とし、教職員が集まる会議や研修の場で視聴することを前提に、(ウ)の内容を端的に伝える内容とする。

(オ) 配信方法

Youtube による視聴

6 成果物

以下に指定する納入期限までに、データを DVD-R で納入すること。

(1) 既存の市立 3 高等学校における現地調査報告書（納入期限 令和 7 年 12 月 19 日（金））

データ形式：Microsoft Word(.docx)または Microsoft Excel(.xlsx)によるデータ

(2) 令和 8 年度に開校する新高校の第 1 学年から第 3 学年までの 3 年間の探究学習カリキュラム（年間計画）案（納入期限 令和 8 年 1 月 30 日（金））

データ形式：Microsoft Word(.docx)または Microsoft Excel(.xlsx)によるデータ

(3) 教職員研修資料

(ア) 集合研修用資料（納入期限 令和 7 年 7 月 28 日（月））

(イ) オンデマンド研修用動画及び資料（納入期限 令和 8 年 1 月 30 日（金））

データ形式：(ア)(イ)ともに MP4 形式の動画データ

7 秘密の保護

(1) 本業務を開始する際に、業務従事者に本業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した誓約書を作成させ、本市へ提出すること。

(2) 本業務の実施に必要な関係資料（以下、「関係資料」という。）を本市が指定した目的以外に使用しないこと、また、第三者に提供しないこと。

(3) 本市の許可なく関係資料の複写又は複製はしないこと。

(4) 本市の許可なく関係資料を本市が指定する場所以外へ持ち出さないこと。

(5) 本業務の実施又は管理に関して、関係資料に事故が発生した場合は直ちに本市に報告すること。

(6) 本業務が完了したときは、直ちに関係資料を本市に返還すること。

(7) 本業務が完了した場合において、関係資料の複写物又は複製物があるときは当該複写物又は複製

物を直ちに本市に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、複写又は複製に係る情報を消去すること。